

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

9 当法人の概要

- ・名称・法人種別 社会福祉法人 マザアス
- ・代表者役職・氏名 理事長 松澤 雅子
- ・法人所在地・電話番号 東京都東久留米市氷川台二丁目 5 番 7 号 042-477-7261
- ・本事業所所在地 東京都東久留米市氷川台二丁目 6 番 6 号 責任者氏名 石島 明美
- ・定款の目的に定めた事業

1、第一種社会福祉事業
特別養護老人ホームの経営
2、第二種社会福祉事業
老人デイサービスセンターの経営
老人短期入所事業の経営
老人居宅介護等事業の経営
認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
小規模多機能型居宅介護事業の経営
障害福祉サービス事業の経営
3、公益事業
居宅介護支援事業
地域包括支援センターの経営

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 東久留米市氷川台2-6-6
名称 東久留米市東部地域包括支援センター
代表者氏名 社会福祉法人マザアス 理事長 松澤 雅子

説明者

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。ご不明な点は、遠慮なく、なんでもおたずねください。

(1) 東久留米市東部地域包括支援センター(介護予防支援事業所)の概要

(i) 介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名 (相談窓口)	東久留米市東部地域包括支援センター本部	東久留米市東部地域包括支援センター大門
所在地	東久留米市氷川台2-6-6	東久留米市大門町 2-10-5 東部地域センター内
電話(連絡先) FAX	042-428-7788 042-429-1300	042-473-9996 042-470-8024
介護保険 指定番号	介護予防支援 (東京都 1304800012 号)	
サービス 提供地域	上の原・金山町・神宝町・氷川台・大門町・小山・東本町・新川町・浅間町	

(ii) 同事業所の職員体制

職種	人数 (常勤)	職種	人数 (非常勤)
管理者(兼務)	1 名	介護支援専門員	2 名
保健師・看護師	1 名	事務職員	1 名
社会福祉士	3 名		
主任介護支援専門員	1 名		
生活支援コーディネーター	1 名		

(iii) 営業時間

本部	平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分 (休日: 土・日・祝)
大門	平日・土曜 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分 (休日: 日・祝)

*営業時間外であっても緊急電話は受け付けています。

*休日:日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、並びに12月29日から1月3日まで

2 サービス計画の作成等の委託について

当事業所は、サービス計画の作成事務、利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者へ委託する場合があります。この場合、委託先の事業者名及び担当者の氏名をお知らせします。

3 ご利用料金

(1) 利用料

要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
＊保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合(償還払い時)は、1ヶ月につき下記の「総額」をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日、東久留米市の窓口に出しますと、払戻等を受けられます。

1. 通常の月(加算がない月)

- ・【通常時】基本利用料:4,983 円
- ・ 利用料(高齢者虐待防止措置未実施減算 または BCP 未策定減算適用時 ※1 ※2):4,939 円
- ・ 利用料(上記両減算適用時):4,895 円

2. 初回加算の対象となる月(過去 2 ヶ月間利用がない等 ※3)

- ・【通常時】基本利用料 + 初回加算:8,375 円
- ・ 利用料(高齢者虐待防止措置未実施減算 または BCP 未策定減算適用時 ※1 ※2):8,320 円
- ・ 利用料(上記両減算適用時):8,276 円

3. 委託連携加算の対象となる月(居宅介護支援事業所との連携時 ※4)

- ・【通常時】基本利用料 + 初回加算:8,375 円
- ・ 利用料(高齢者虐待防止措置未実施減算 または BCP 未策定減算適用時 ※1 ※2):8,320 円
- ・ 利用料(上記両減算適用時):8,276 円

4. 初回加算 と 委託連携加算 を同時に算定する月

- ・【通常時】基本利用料 + 初回加算 + 委託連携加算:11,757 円
- ・ 利用料(高齢者虐待防止措置未実施減算 または BCP 未策定減算適用時 ※1 ※2):11,713 円
- ・ 利用料(上記両減算適用時):11,668 円

注釈

- ・ ※1 虐待の発生や再発を防止するための措置が講じられていない事業所に適用される利用料です。
- ・ ※2 業務継続計画(BCP)が未策定の事業所に適用される利用料です。
- ・ ※3 新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に指定介護予防支援を提供した場合の加算です。
(※過去 2 ヶ月間に、当事業所または他事業所を含め、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用がなかった場合にも算定されます)
- ・ ※4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携・情報提供を行った場合の加算です。
- ・ ※上記のすべての料金には、介護職員等処遇改善加算(2.1%)があらかじめ含まれています。

支払い方法: 料金が発生する場合、月ごとに清算し、毎月お支払いいただきます。

(2) 解約料

契約締結後、利用者の都合によりサービス計画作成段階の途中で解約した場合、解約料として 4,983 円(※)をいただきます(サービスの提供状況によって、加算・減算が適用された金額となります)。
ただし、計画が完成し、保険者(区市町村・国保連)への給付管理票の提出(請求)が通常通り行われた場合は、全額が保険給付となるため、解約料(自己負担)は一切かかりません。
(※この解約料は全額利用者の自己負担となります。また、計算ベースとなる基本利用料には、介護職員等処遇改善加算(2.1%)があらかじめ含まれています。)

4 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出ください。いつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の介護予防支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定が非該当(自立)又は要介護と認定された場合
・利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護予防支援担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合にも地域の他の介護予防支援事業者をご紹介します。

5 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画(BCP)を作成し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、当事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6 虐待の防止について

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために研修等を通じて、当事業所職員の人権意識の向上や対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。また、利用者に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

7 当事業所の介護予防支援の特徴等

(1)運営の方針

- ①「出来るだけ介護状態にならない」・「悪化しない」を目標に、いつまでも「自分らしい生活」を送れるように適切な介護予防サービス計画を作成します。
- ②サービス提供事業者の選択は利用者の意向に沿いながら、公正・公平な立場から行います。

(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施概要等

東京都様式を用い自立支援に向けて、利用者・家族のニーズに合った介護予防サービス計画を作成します。
なお、委託する場合においては、当事業所で実施状況及びサービス計画の確認を行います。

8 サービス内容に関する苦情

① 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の介護予防支援に関するご相談、苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。
担当責任者 石島 明美 電話 042(473)9996 または 042(428)7788

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
東久留米市役所 健康福祉部 介護福祉課
介護サービス係 電話 042(470)7777 (内)2553～2557